

稲沢市公告第 7 7 号

次のとおり価格競争落札方式による事後審査型一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び稲沢市契約規則（昭和 5 7 年稲沢市規則第 3 7 号）第 7 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

稲沢市長 加 藤 錠 司 郎

1 一般競争入札に付する事項

整理 番号	工事内容 （予定価格は税抜き）			
	件名	R 8 幹線舗装工事（その 3）	工種区分	舗装工事
	施行 場所	稲沢市平和町嫁振北地内	予定価格	金 1 9， 4 6 3， 0 0 0 円
	期間	1 1 0 日間	最低制限 価格	有（事後公表）

1. 案件に関する事項	
1 契約種別	建設工事
2 整理番号	0 1
3 案件番号	第 R08NMK10108 号
4 件 名	R 8 幹線舗装工事（その 3）
5 施行場所	稲沢市平和町嫁振北地内
6 請負期間	1 1 0 日間
7 工種区分	舗装工事
8 工事内容	工事延長 L=205m 路面切削工 A=2, 809m ² 舗装工 A=1, 404m ²
9 予定価格の事前公表の有無	有 金 1 9, 4 6 3, 0 0 0 円（税抜き）
10 最低制限価格の有無	有（事後公表）
2. 入札参加資格要件に関する事項	
1 共通事項	1. 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。 2. 本市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。 3. 本市から指名停止措置を受けていない者であること。 4. 本市から暴力団排除措置を受けていない者であること。 5. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと。 6. 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
2 入札参加形態	単体
3 地域要件	稲沢市内に契約を締結する本店、支店又は営業所があること。
4 建設業許可	特定建設業又は一般建設業（舗装工事業）
5 総合評定値	舗装工事業 7 0 0 点以上
6 企業の施工実績	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに官公庁及び特殊法人等の発注工事で、元請として 1 件 1, 0 0 0 万円以上の舗装工事を完了・引き渡した受注実績があること。
7 配置技術者の施工実績	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに、完了・引き渡した工 官公庁及び特殊法人等の発注工事で、舗装工事の主任技術者又は監理技術者として経験を有する者 工期の半分以上かつ完了時まで従事した経験を有する者 直接的かつ恒常的な雇用関係（参加申出書の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係）がある者

3. 入札参加手続等に関する事項		
1	参加申込期間	令和8年9月25日（金） 午前9時00分から 令和8年10月13日（火） 午後4時00分まで
2	参加申込方法	電子調達システムにより、申込書を送信する。 なお、申込書を送信する際は、「入札参加申出書」（市指定様式）を添付ファイルに登録して送信すること。
3	参加申込書受付票の発行	申込書の提出後に、「受付票」を電子調達システムより発行するので、確認すること。
4	契約条項	閲覧期間 公告の日から契約締結の予定日まで（開庁時間に限る。）
		閲覧場所 市役所（本庁舎）2階 契約検査課
5	入札（現場）説明会	無
6	設計図書等	閲覧及び 入手期間 令和8年9月24日（木） 午後1時00分から 令和8年10月15日（木） 午後3時00分まで
		閲覧及び 入手場所 電子調達システムからダウンロードすること。
7	設計図書等に関する質問・回答	受付期間 令和8年10月5日（月） 午前9時00分から 令和8年10月5日（月） 午後0時00分まで
		提出方法 受付期間中に契約検査課へ持参し提出すること。
		回答期間 令和8年10月9日（金） 午前9時00分から 令和8年10月15日（木） 午後3時00分まで
		確認方法 電子調達システムから確認すること。
4. 入札に関する事項		
1	入札方式	事後審査型一般競争入札
2	入札種別	電子入札
3	落札方式	価格競争
4	技術資料の有無	無
5	工事費内訳書の有無	有
6	入札書提出期間	令和8年10月14日（水） 午前9時00分から 令和8年10月15日（木） 午後3時00分まで
7	開 札 場 所	予定日時 令和8年10月16日（金） 午前9時00分
		場 所 契約検査課
8	入札保証金に関する事項	納付を必要としない。
9	入札方法	入札書提出期間内に電子調達システムで入札すること。
10	入札回数	1回
11	入札に関する条件	入札の無効に関する事項 規則第12条及び心得書第16条に該当する入札は、無効とする。 なお、電子入札の場合は電子入札要領第15条に該当する入札も無効とする。
5. 契約に関する事項		
1	契約書作成の要否	要（変更契約書含む）
2	VE案件区分	無
3	契約保証金に関する事項	納付を必要とする。
4	契約締結	予定日時 令和8年10月28日（水）
		場 所 契約検査課
5	建設リサイクル法	対象
6	現場責任者の特約条項	非該当
7	前払金の有無	有
8	中間前払金の有無	有（中間前金払と部分払についてはどちらか一方を選択）
9	部分払いの有無	有（中間前金払と部分払についてはどちらか一方を選択）
10	年度別支払限度額の有無	無
11	契約締結に関する事項	無
12	特に定めた契約条件	建設業退職金共済組合掛金相当分は、現場管理費に加算してある。 稲沢市週休2日工事実施要領に基づく、週休2日工事（発注者指定型）とする。

※ この入札公告に定めない事項については、別添「入札説明書」によるものとする。

入札説明書

本入札についてはこの入札説明書によるものとし、入札説明書に記載のないものについては稲沢市契約規則(昭和57年5月1日施行。以下「規則」という。)、稲沢市電子入札実施要領(平成21年4月1日施行。以下「電子入札要領」という。)、稲沢市一般競争入札実施要綱(平成19年6月1日施行。以下「一般競争入札実施要綱」という。)、稲沢市最低制限価格取扱要領(平成27年4月1日施行。以下「最低制限価格要領」という。)、稲沢市特定建設工事共同企業体取扱要綱(平成19年11月1日施行。以下「共同企業体取扱要綱」という。)、稲沢市低入札価格調査取扱試行要領(平成27年4月1日施行。以下「低入札価格調査」という。)及び稲沢市入札者心得書(以下「心得書」という。)によるものとする。

1. 案件に関する事項

「電子入札」の場合

本入札に参加を希望する者は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)
(URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>) (以下「電子調達システム」という。)により、設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書等」という。)を入手すること。

☆「紙入札」の場合

本入札に参加を希望する者は、稲沢市ホームページ(URL <http://www.city.inazawa.aichi.jp/> 産業・仕事>入札・契約>一般競争入札の公告 参照) (以下「HP」という。)により、設計図書等を入手すること。

2. 入札参加資格要件に関する事項

〔共通事項〕

- ・入札公告「共通事項」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。
- (I) 開札日に属する年度において、規則第5条第3項の規定により作成された当該年度の稲沢市入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (II) 本案件の入札公告日から開札の日までの間において、稲沢市指名停止取扱要領(平成16年4月1日施行。以下「指名停止要領」という。)に基づき、本市から指名停止措置を1日も受けていない者であること。
- (III) 本案件の入札公告日から開札の日までの間において、稲沢市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書(平成27年2月9日付け稲沢市長・稲沢市教育委員会教育長・稲沢市病院事業管理者・愛知県稲沢警察署長締結。以下「合意書」という。)に基づき、本市から排除措置を1日も受けていない者であること。
- (IV) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす。
- (V) 本案件に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人的において、関連がある建設業者でないこと。
 - (1) 「当該受注者と資本若しくは人的において、関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における建設業者

〔入札参加形態〕

- ・入札公告「入札参加形態」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

☆「共同企業体」の場合

共同企業体取扱要綱第3条及び第5条による共同施工方式とする。

なお、共同企業体の構成員の数については、本市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、入札公告に示す数により入札参加すること。

また、構成員は本案件において2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

☆「共同企業体」の場合の共通事項

- (1) 共同企業体取扱要綱第4条第2号の規定による本案件の工事業種として営業年数が一般競争入札参加申出書（以下「参加申出書」という。）の提出日まで継続して5年以上であること。
- (2) 入札公告日から開札の日までの間において、本案件に入札参加を希望する構成員は、同一共同企業体の構成員及び他の共同企業体の構成員との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
（基準に該当するものの全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、心得書第10条第2項の規定に抵触するものではない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (3) 企業体の結成は、共同企業体取扱要綱で定める特定建設工事共同企業体協定書によらなければならない。

【地域要件】

・入札公告「地域要件」に示す用語は、次に定めるとおりとする。

＜愛知県内＞

本市の入札参加資格者名簿において、愛知県内に契約を締結する契約営業所として登録されている者

＜愛知県一宮建設事務所管内＞

本市の入札参加資格者名簿において、愛知県一宮建設事務所管内に契約を締結する契約営業所として登録されている者

＜愛知県尾張建設事務所管内＞

本市の入札参加資格者名簿において、愛知県尾張建設事務所管内に契約を締結する契約営業所として登録されている者

＜稲沢市内＞

本市の入札参加資格者名簿において、稲沢市内に契約を締結する契約営業所として登録されている者

＜本店＞

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）上の主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）

＜支店又は営業所＞

法上の主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）

【建設業許可】

・入札公告「建設業許可」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

「建設業許可」とは、法第3条の規定に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けているこ

とを示し、“特定建設業”の記載がある場合は、当該工事業種の特定建設業許可を必要とし、“一般建設業”の記載がある場合は、当該工事業種の一般建設業許可を必要とする。

[総合評定値]

・入札公告「総合評定値」に示す用語は、次に定めるとおりとする。

<総合評定値>

法第27条の23の規定による経営事項審査の総合評定値通知書(参加申出書の提出日に1年7か月を経過していない最新の審査基準日)において、本案件の工種に係る総合評定値をいう。

<稲沢市外>

本市の入札参加資格者名簿において、稲沢市外に契約を締結する本店、支店又は営業所が登載されている者

<稲沢市内>

本市の入札参加資格者名簿において、稲沢市内に契約を締結する本店、支店又は営業所が登載されている者

[企業の施工実績]及び[配置技術者の施工実績]

・入札公告「企業の施工実績」及び「配置技術者の施工実績」に示す用語は、次に定めるとおりとする。

<官公庁>

国、地方公共団体に限る。

<特殊法人等>

「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限る。

(1) 国、県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

- ① 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条に規定されている「特殊法人等」
- ② 組織に県が加わっている特別地方公共団体(一部事務組合)
- ③ 地方公社等
 - ア 地方道路公社法に基づく道路公社
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき、都道府県が設立した「土地開発公社」
 - ウ 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき、都道府県が設立した「住宅供給公社」

④ 認可(指定)法人等

公共、公益施設を設置又は整備する機関で、個別の法律により国の認可、指定等を受けた法人

(2) 市町村と同等の発注機関として認める「特殊法人等」

- ① 市町村が設立した(特別地方公共団体)一部管理組合
- ② 個別の法律により市町村が設立した法人

※ 特殊法人等の改革により、国の関連法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。

※ 旅客鉄道株式会社の各社は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定がないため該当しない。

※ 自治体が出資している法人(いわゆる第3セクター等)であっても、個別の法令により「公共工事」を発注することが認められる法人に限る。

<企業の施工実績>

共同企業体の構成員としての施工実績の場合、出資比率が20%以上で実績金額は出資割合で按分後の金額をいう。

<配置技術者>

本工事で配置する技術者は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した経験を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係(参加申出書の提出日以前に3か月以上の雇用関係)がある者

3. 入札参加手続等に関する事項

[申込書の提出期間]及び[申込方法]

- ・入札公告「申込書の提出期間」及び「申込方法」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

申込書に必要な事項を入力し、参加申出書を添付ファイル（ファイル名は、「会社名 参加申出書」（例：〇〇建設 参加申出書）とする。）として送信すること。また、参加申出書は、HPに掲載されている様式を使用すること。

なお、期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

☆「紙入札」の場合

参加申出書を契約検査課まで持参により提出すること。

なお、期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

☆「共同企業体」の場合

単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義の IC カードで、特定共同企業体名により電子入札に参加すること。申込書に必要な事項を入力し、参加申出書を添付ファイル（ファイル名は、「特定共同企業体名 参加申出書」（例：〇〇特定建設工事共同企業体 参加申出書）とする。）として送信した後に、すみやかに、共同企業体取扱要綱第8条による特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）まで持参により提出すること。

なお、参加申出書は、HPに掲載されている様式を使用すること。

また、審査申請書は、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告に掲載されている様式を使用すること。

審査申請書の添付書類は、特定建設工事共同企業体協定書 様式第2（写）、委任状 様式第3、使用印鑑届 様式第4（実印は不要とする。）を持参（電話、FAX、郵送、電子メールなどによる提出は不可とする。以下、同様とする。）により提出すること。

なお、期限（審査申請書については、入札公告「申込書の提出期間」の提出期日午後5時15分）までに提出しない者は、入札に参加することができない。

※「電子入札システム」の利用可能時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日」という。）を除く、午前8時から午後8時までをいう。

[契約条項の閲覧期間]

- ・入札公告「契約条項の閲覧場所」に示す用語は、次に定めるとおりとする。

開庁時間とは、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）をいう。

[設計図書等の閲覧及び入手場所]

- ・入札公告「設計図書等の閲覧及び入手方法」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

本入札は、設計図書等の閲覧及び配布を電子で行います。電子入札の場合は設計図書等を電子調達システムの入札情報サービスの入札公告からダウンロードすること。

なお、設計図書等がダウンロードできない場合などは、契約検査課へ問い合わせること。

[設計図書等に関する質問・回答]

- ・入札公告「設計図書等に関する質問」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

質問（入札参加資格要件等含む）がある場合、質問書（任意様式・記名押印のもの）を持参により提出すること。

質問回答書について、電子入札の場合は電子調達システムの入札情報サービスの入札公告に掲載するので確認すること。

なお、質問の回答書に対する質問は、受付できない。

4. 入札に関する事項

[技術資料の有無]

- ・入札公告「技術資料の有無」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

申込書に必要な事項を入力し、参加申出書を添付ファイル（ファイル名は、「会社名 参加申出書」（例：〇〇建設 参加申出書）とする。）として送信するとともに、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を契約検査

課まで持参により提出すること。

参加申出書は、HPに掲載されている様式を使用すること。

また、技術資料は、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告に掲載されている様式を使用すること。

なお、期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。

☆「紙入札」の場合

参加申出書及び技術資料はHPに掲載されている様式を使用し、それぞれ必要な事項を記入して契約検査課まで持参により提出すること。

[工事費内訳書の有無]

- ・入札公告「工事費内訳書の有無」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

工事費内訳書の有の場合、電子調達システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイル（ファイル名は、「会社名 工事費内訳書」（例：〇〇建設 工事費内訳書）とする。）として送信すること。

なお、以下の場合は原則として無効となる。

- ・内訳書に記載されている住所氏名に誤字・脱字がある場合
- ・件名に誤記・脱字がある場合
- ・入札書に記載される金額と内訳書の工事価格が異なる場合
- ・工事価格の算出根拠に違算がある場合

また、工事費内訳書は、HPに掲載されている様式を使用すること。

工事費内訳書の無の場合、電子調達システムにより、入札書に必要な事項を入力し、「入札書」のみ送信すること。

☆「紙入札」の場合

工事費内訳書の有の場合、開札日時に「入札書」と合わせて「工事費内訳書」を提出すること。

工事費内訳書の無の場合、開札日時に「入札書」のみ提出すること。

[入札保証金に関する事項]

- ・入札公告「入札保証金に関する事項」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

☆「納付を必要とする。」の場合

規則第9条の規定に基づき、その見積もる入札金額の100分の10以上の入札保証金を納めなければならない。

なお、期限までに納めない者は、入札に参加することができない。

☆「免除」の場合

規則第11条の規定に基づき、入札保証金を免除とする。

[入札の方法]

- ・入札の方法については、下記のとおりとする。

- 1 本入札は、参加申出書の提出及び入札の手続を電子調達システムにて行い、紙入札は、原則行わない。また、当該入札の実施については、電子入札要領及び一般競争入札実施要綱により行う。
- 2 電子調達システムの利用に際しては、電子調達システムの利用規約及び操作手引書等を熟読しておくこと。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
- 5 談合についての情報があつたとき又はその疑いがあるときは、入札の中止又は延期をする。
- 6 入札参加者は、本入札を辞退するときは、電子調達システムにより、入札書の提出期間内に辞退届を送信すること。

☆「紙入札」の場合

- 1 本入札は、一般競争入札実施要綱により行う。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 3 入札参加者が1者である場合、原則として入札を中止するものとする。
- 4 談合についての情報があつたとき又はその疑いがあるときは、入札の中止又は延期をする。
- 5 入札参加者は、本入札を辞退するときは、HPに掲載されている様式を使用して必要な事項を記入し、辞退届を提出すること。

[落札者の決定方法]

・落札者の決定方法については、下記のとおりとする。

- 1 落札方式による決定方法については、下記のとおりとする。

☆「価格競争」の場合

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格要領による価格以上の入札価格のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定する。

☆「総合評価落札方式」の場合

本入札は、技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。

また、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定している。

最低価格入札者のうち、後記「☆☆総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行う。ただし、調査基準価格に満たない価格の入札があつた場合は、調査基準価格に満たない入札によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定する。

ただし、最低価格入札者であっても、落札者となることができない場合がある。

入札参加資格要件を満たしていること及び技術資料の内容が確認できた場合に、施行令第167条の10の2の規定により、学識経験者からの意見聴取の結果を経て、当該落札候補者を落札者として決定する。

なお、評価値の最大の者が複数いた場合は、くじ引きで落札候補順位を決定する。

- 2 開札後、落札候補者の入札参加資格要件の確認を行うため、落札者の決定は行わず、落札候補者決定通知書を電子調達システムにより通知する。

☆「紙入札」の場合

開札時において落札候補者を決定する。

- 3 落札候補者は、入札参加資格要件の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び次の添付書類を開札の日から起算して3日以内（休日を除く。）に契約検査課まで持参により提出しなければならない。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがある。また、確認申請書は、HPに掲載されている様式を使用すること。
なお、期限までに提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

「添付書類」とは、

添 付 書 類	1 工事施工実績 別紙（1）
	2 配置技術者（主任技術者又は監理技術者）の資格・工事経験 別紙（2）
	3 建設業の許可書の写し
	4 経営事項審査（参加申出書の提出日に1年7か月を経過していない最新の審査基準日）の総合評定値通知書の最新の写し
	5 別紙（1）についての契約書の写し及び工事実績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等。ただし、工事施工実績の業種及び規模・構造形式等の内容が確認できないときは、内容を確認できるものを添付すること。

	6 別紙（２）についての契約書の写し（稲沢市発注案件は除く。）及び工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等、配置技術者の法令による資格・免許等を証する書面の写し（監理技術者資格者証（表・裏）、監理技術者講習修了証（必要な場合に限る。）、技術検定合格証明書等。なお、実務経験による者については、実務経験証明書）
	7 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し（監理技術者資格者証（表・裏）又は雇用証明書等）
	8 技術資料に記載した事項が確認できる資料（総合評価落札方式に限る。）
	9 参考様式１～４（専任の求められる監理技術者等を兼務させる場合のみ提出すること。なお、参考様式１～４中、「受注者」を「落札候補者」とすること。）

- 4 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとする。この場合は、3の「開札の日」を「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとする。
- 5 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格不適格通知書（以下「不適格通知書」という。）に理由を付し通知する。
- 6 不適格通知書を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、その通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に、契約検査課にその旨を記載した書面を持参により提出すること。
- 7 総合評価落札方式の場合において、事後審査により、技術資料の記載事項に錯誤が判明し評価値の算定に有利に働いていた場合又は建設業法に違反していることが判明した場合は、無効とする。
- 8 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を講ずることがある。
- 9 落札者を決定したときは、速やかに落札者決定通知書を電子調達システムにより通知する。

【入札回数】

- ・入札回数は再度入札を含め2回とするが、予定価格を事前公表したものは1回とする。

5. 契約に関する事項

【契約保証金に関する事項】

- ・入札公告「契約保証金に関する事項」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。
 - 1 落札者は、本契約を締結するまでに、規則第30条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
 - 2 落札者が、次のいずれかの要件に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

免 除 要 件	1 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
	2 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - 3 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後六か月以上とする。
 - 4 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。

【契約締結】

- ・予定日時に「議会の議決後本契約を締結する。」とある場合
本入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定及び稲沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年稲沢市条例第10号）第2条の規定による稲沢市議会の議決を要するため、落札者決定後速やかに仮契約を締結し、議会の議決を経た上、本契約を締結する。

【建設リサイクル法】

- ・入札公告「建設リサイクル法」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。
「対象」の場合

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる工事である。

なお、対象建設工事の分別解体等の説明等に係る書類の提出にあたっては、迅速な契約手続きを行うため、落札決定後直ちに工事主管課への提出をお願いするので、事前に書類の作成、提出の準備をしておくこと。

[前払金の有無]

- ・入札公告「前払金の有無」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

稲沢市公共工事に要する経費の前金払取扱要綱（平成2年4月1日施行）第4条第1項及び第2項に基づき、支払うものとする。

[中間前金払の有無]

- ・入札公告「中間前金払の有無」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

稲沢市公共工事に要する経費の中間前金払取扱要綱（平成27年4月1日施行）第6条第1項及び第2項に基づき、支払うものとする。

[現場責任者の特約条項]

- ・入札公告「現場責任者の特約条項」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

建設工事に該当しない工事（草刈り・溝浚い等）及び建設工事に該当する工種の当初設計金額が5百万円未満の工事について適用する。

なお、この特約条項は契約図書に添付する。

[部分払いの有無]

- ・入札公告「部分払いの有無」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

入札公告に「有」が記載されている場合は、工事請負契約約款に基づき部分払いを受けることができる。

[年度別支払限度額の有無]

- ・入札公告「年度別支払限度額の設定」に示す要件の詳細は、次のとおりとする。

☆「有」の場合

各会計年度の契約金額に対する支払限度額は、契約書を作成するときまでに落札者に通知する。

6. その他の事項

<配置技術者に関する事項>

- 1 配置技術者は、建設業法に基づき適切に配置するものとし、契約金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合、専任で配置すること。この場合、営業所における専任の技術者と兼務することはできない。
- 2 原則として、契約締結後の配置技術者の変更はできない。ただし、病気、死亡、退職等の特別な場合はこの限りではない。
- 3 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に、同一の技術者の配置を予定している入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければならない。電子入札の場合は、入札書の提出期間内に、辞退届を送信すること。

なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合、その旨を契約検査課に連絡し、速やかに辞退届を持参により提出しなければならない。

- 4 配置技術者を配置することができないにもかかわらず、落札候補者を辞退しない場合は、指名停止措置を講ずることがある。

<特定の不正行為に対する措置>

- 1 本契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合は、損害賠償を請求することがある。また、損害賠償の請求にあわせて本契約を解除することがある。
- 2 本契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

る。

＜共同企業体に関する事項＞

- 1 共同企業体取扱要綱第7条による共同企業体の構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で自主的に定めるものとする。代表構成員の出資比率は、共同企業体の構成員中最大とする。
- 2 共同企業体取扱要綱第10条による共同企業体の有効期限は、本入札に落札した共同企業体については、本工事が完了し共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体については、本工事に係る請負契約が締結されるまでとする。
- 3 共同企業体取扱要綱第11条による解散後の契約不適合責任は、本工事を完了し解散した後において、本工事に契約不適合があった場合は、稲沢市工事請負契約約款に従って各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

＜その他必要な事項＞

- 1 提出書類等は返却、公表、他への利用等はない。
- 2 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は合意書に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、稲沢市は一切の損害賠償の責を負わない。
- 3 工事の一部を下請けによる施工とする場合は、できる限り市内建設業者を活用すること。また、建設資材や機械を購入又はリースをする場合並びに物品等を購入する場合も、できる限り市内業者を活用すること。
- 4 下請契約に際しては、適正な価格で契約し、また下請代金は適正な期間内に支払う等建設業法等の関係法令を遵守すること。
- 5 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

7. 問い合わせ先

〒492-8269

稲沢市稲府町1番地 稲沢市総務部契約検査課（本庁舎2階）

電 話：0587-32-1181 ダイヤルイン

FAX：0587-32-1520

メールアドレス：keiyaku@city.inazawa.aichi.jp